

年発0324第4号  
平成26年3月24日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局長  
(公印省略)

「厚生年金基金の解散及び移行認可について」の一部改正について

厚生年金基金の解散及び移行の手続きについては、「厚生年金基金の解散及び移行認可について（平成9年3月31日年発第1682号）」の別紙「厚生年金基金解散・移行認可基準」により定められているが、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）が施行されることに伴い、今般、同基準の一部を下記のとおり改正したので、厚生年金基金の指導について遺憾のないよう取り扱われたい。

記

- 1 「厚生年金基金の解散及び移行認可について（平成9年3月31日年発第1682号）」の別紙「厚生年金基金解散・移行認可基準」を別添の新旧対照表のとおり改める。
- 2 1の改正は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第四の二の責任準備金相当額の前納に係る申出については、本通知発出日から可能とすること。

## 厚生年金基金の解散及び移行認可について

新	旧
<p><b>第一 解散手続に関する基準</b></p> <p>一 代議員会の議決</p> <p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）第百四十五条第一項第一号に規定する議決を得ていること。</p> <p>二 代議員会の議決前の手続</p> <p>代議員会における議決の前に次の（1）～（4）のすべての手続を終了していること。</p> <p>また、確定拠出年金法（平成十三年法律第八八号）第二条第二項に規定する企業型年金（以下「企業型年金」という。）の同条第七項第一号ロに規定する資産管理機関（以下「資産管理機関」という。）へ残余財産を移換しようとする場合であって、資産の移換を行うことができる解散基金加入員となるべき者が、解散時における厚生年金基金の加入員の一部に限られる場合にあっては、（5）のア及びイに掲げる手続を終了していること。</p> <p>なお、<u>改正前厚生年金保険法附則第三十二条第一項</u>の認可を受けた場合であって、当該認可の申請の際に、将来、解散する旨の事業主、加入員、労働組合の同意を併せて得ている場合は、当該同意は解散の認可等の申請においても有効なものとして取り扱って差し支えないこと。この場合、当該有効なものとして取り扱った同意も含めて、解散の認可等の申請に係る代議員会の議決前一月以内現在における加入員総数の三分の二以上の同意を得ている等の確認を行うこと。</p> <p>(1) 事業主の同意</p> <p>代議員会における議決前一月以内現在における全設立事業所の事業主の三分の二以上の同意を得ていること。</p> <p>(2) 加入員の同意</p> <p>代議員会における議決前一月以内現在における加入員総数の三分の二以上の同意を得ていること。</p> <p>(3) 受給者への説明</p> <p>代議員会における議決前に、全受給者に対して、解散理由等に係る説明を文書又は口頭で行っていること。</p> <p>(4) 労働組合の同意</p> <p>設立事業所に使用される加入員の三分の一以上で組織する労働組合がある場合は、当該労働組合の同意を得ていること。ただし、当該労働組合が複数あるときは、その四分の三以上の同意を得ていることをもって足りる。</p> <p>(5) 企業型年金の資産管理機関へ残余財産を移</p>	<p><b>第一 解散手続に関する基準</b></p> <p>一 代議員会の議決</p> <p>法第百四十五条第一項第一号に規定する議決を得ていること。</p> <p>二 代議員会の議決前の手続</p> <p>代議員会における議決の前に次の（1）～（4）のすべての手続を終了していること。</p> <p>また、確定拠出年金法（平成十三年法律第八八号）第二条第二項に規定する企業型年金（以下「企業型年金」という。）の同条第七項第一号ロに規定する資産管理機関（以下「資産管理機関」という。）へ残余財産を移換しようとする場合であって、資産の移換を行うことができる解散基金加入員となるべき者が、解散時における厚生年金基金の加入員の一部に限られる場合にあっては、（5）のア及びイに掲げる手続を終了していること。</p> <p>なお、<u>法附則第三十二条第一項</u>の認可を受けた場合であって、当該認可の申請の際に、将来、解散する旨の事業主、加入員、労働組合の同意を併せて得ている場合は、当該同意は解散の認可等の申請においても有効なものとして取り扱って差し支えないこと。この場合、当該有効なものとして取り扱った同意も含めて、解散の認可等の申請に係る代議員会の議決前一月以内現在における加入員総数の三分の二以上の同意を得ている等の確認を行うこと。</p> <p>(1) 事業主の同意</p> <p>代議員会における議決前一月以内現在における全設立事業所の事業主の三分の二以上の同意を得ていること。</p> <p>(2) 加入員の同意</p> <p>代議員会における議決前一月以内現在における加入員総数の三分の二以上の同意を得ていること。</p> <p>(3) 受給者への説明</p> <p>代議員会における議決前に、全受給者に対して、解散理由等に係る説明を文書又は口頭で行っていること。</p> <p>(4) 労働組合の同意</p> <p>設立事業所に使用される加入員の三分の一以上で組織する労働組合がある場合は、当該労働組合の同意を得ていること。ただし、当該労働組合が複数あるときは、その四分の三以上の同意を得ていることをもって足りる。</p> <p>(5) 企業型年金の資産管理機関へ残余財産を移</p>

<p>換することについての同意</p> <p>資産の移換を行うことができる解散基金加入員となるべき者の二分の一以上の同意を得ていること。</p> <p><b>(6) 退職給付義務の履行等</b></p> <p><u>厚生年金基金が解散又は他の企業年金制度等に移行するに当たり、母体企業が退職金規程等に基づく退職給付義務を履行することが必要であることについて周知等を図ること。</u></p> <p><b>三 記録整理の仮完了</b></p> <p><u>解散認可申請を行うためには、あらかじめ厚生年金基金において加入員及び加入員であった者に係る必要な記録の整理が仮完了（基金における加入員記録の整理が終了し、企業年金連合会との加入員記録の検証の終了を経て、申請前突合を一度以上実施し、不備記録を基金が修正した後の状態をいう。）していることが必要であること。</u></p> <p><b>第二 解散時における平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額の確保に関する基準等</b></p> <p>解散認可日において、当該基金の年金給付等積立金の額が、<u>平成二十五年改正法附則第八条</u>に規定する責任準備金相当額を下らないこと。</p> <p><b>第三 移行手続に関する基準</b></p> <p><u>平成二十五年法改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）第百十一条第一項又は同法第百十二条第一項の規定に基づく認可の申請については、同法第百十一条第五項又は同法第百十二条第七項の規定による代議員会の議決の前に、前記第一の二の（1）～（4）に掲げる手續を経ており、かつ、同法の規定に基づき別途定める基準を満たしていること。この場合において、前記第一の二の（2）中「同意」とあるのは、「同意その他これに類するもの（基本的には、加入員の三分の二を超える者で組織する労働組合の組合内における十分な議論を経た上で組合員たる加入員の総意としての同意、又は、同意について労働組合の証明のある加入員の数と基金が同意を得た加入員の数との合計（重複は不可）が全加入員の三分の二以上となるものであって、当該事項を証する書類があるものをいう。）」とする。</u></p>	<p>換することについての同意</p> <p><u>ア 資産の移換を行うことができる解散基金加入員となるべき者の二分の一以上の同意を得ていること。</u></p> <p><u>イ 解散時における厚生年金基金の加入員のうち、資産の移換を行うことができる解散基金加入員となるべき者以外の者の二分の一以上の同意を得ていること。</u></p> <p><b>第二 解散時における法第八十五条の二に規定する責任準備金の確保に関する基準等</b></p> <p><u>解散認可日において、当該基金の年金給付等積立金の額が、法第八十五条の二に規定する責任準備金を下らないこと。また、法第百四十四条の五第四項の規定により、残余財産の全部又は一部を、当該解散した基金に係る適用事業所の事業主が実施する企業型年金における当該適用事業所に使用される被保険者の個人別管理資産に充てる場合にあっては、解散認可日において、当該基金の年金給付等積立金の額が当該解散認可日を厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三二四号）第三十九条の三第二項第一号に規定する基準日とみなして同項の規定に基づき算定した同条第一項に規定する最低積立基準額を下らないこと。</u></p> <p><b>第三 移行手続に関する基準</b></p> <p><u>確定給付企業年金法第百十一条第一項又は同法第百十二条第一項の規定に基づく認可の申請については、同法第百十一条第五項又は同法第百十二条第七項の規定による代議員会の議決の前に、前記第一の二の（1）～（4）に掲げる手續を経ており、かつ、同法の規定に基づき別途定める基準を満たしていること。この場合において、前記第一の二の（2）中「同意」とあるのは、「同意その他これに類するもの（基本的には、加入員の三分の二を超える者で組織する労働組合の組合内における十分な議論を経た上で組合員たる加入員の総意としての同意、又は、同意について労働組合の証明のある加入員の数と基金が同意を得た加入員の数との合計（重複は不可）が全加入員の三分の二以上となるものであって、当該事項を証する書類があるものをいう。）」とする。</u></p>
--	--

(重複は不可)が全加入員の三分の二以上となるものであって、当該事項を証する書類があるものをいう。)」とする。

#### 第四 改正前厚生年金保険法附則第三十二条第一項の認可に係る手続に関する基準

##### 一 代議員会の議決前の手続

改正前厚生年金保険法附則第三十二条第一項の認可の申請については、改正前厚生年金保険法附則第三十二条第一項の規定による代議員会の議決の前に、次の手続を経ていること。

なお、将来的に基金を解散することが見込まれる場合は、前記第一の手続に留意して手続を進めること。

(1) 次の(2)に該当しない基金にあっては、前記第一の二の(1)～(4)に掲げる手続

(2) 当該認可後に改正前確定給付企業年金法第百十一条第一項又は同法第百十二条第一項の規定に基づく認可の申請を行おうとする基金にあっては、前記第三の手続

##### 二 責任準備金相当額の前納

(1) 改正前厚生年金保険法附則第三十二条第一項の認可を受けた基金は、同法第百四十五条第二項の認可若しくは改正前確定給付企業年金法第百十一条第二項の承認又は同法第百十二条第一項の認可前においても、政府が徴することとなる責任準備金相当額の全部又は一部を前納することができること。

(2) (1)により前納する額は、前納しようとする日における年金給付等積立金の額から当該前納しようとする額を控除した額が、前納しようとする日から改正前厚生年金保険法第百四十五条第二項の認可若しくは改正前確定給付企業年金法第百十一条第二項の承認又は同法第百十二条第一項の認可までにおける代行給付に充てるべき積立金の額を上回るものであることとし、規約に定めるところにより算定した額とすること。

また、(4)に該当する場合を除き、前納した責任準備金相当額については還付できないこと。

(3) 前納に係る手続は次のとおりとする。前納を希望する基金は、別添の申出書に添付書類を添付して地方厚生(支)局を経由して、厚生労働省に提出すること。

###### ア 申出書の記載事項

- ① 平成二十五年改正法附則第十条の規定に基づき前納する旨
- ② 前納する金額
- ③ 将来返上認可年月日
- ④ 添付書類の名称

###### イ 添付書類

前納する金額を算出した根拠となる書類

(4) 財産目録等の承認により責任準備金相当

#### 第四 法附則第三十二条第一項の認可に係る手続きに関する基準

##### 一 代議員会の議決前の手続

法附則第三十二条第一項の認可の申請については、法附則第三十二条第一項の規定による代議員会の議決の前に、次の手続を経ていること。

なお、将来的に基金を解散することが見込まれる場合は、前記第一の手続に留意して手続を進めること。

(1) 次の(2)に該当しない基金にあっては、前記第一の二の(1)～(4)に掲げる手続

(2) 当該認可後に確定給付企業年金法第百十一条第一項又は同法第百十二条第一項の規定に基づく認可の申請を行おうとする基金にあっては、前記第三の手続

##### 二 当該認可申請に係る特例

前記一の(1)に該当する基金(確定拠出年金に移行しようとするものを除く。)で、当該認可申請日において、当該基金の年金給付等積立金の額が、法第八十五条の二に規定する責任準備金を下回っているものにあっては、前記一の(1)の手続を経るとともに、次の(1)及び(2)に掲げる要件を満たしていること。

(1) 法第八十五条の二に規定する責任準備金を速やかに積み立てる計画を別添様式により作成すること。なお、当該計画に係る期間は、やむを得ず期間を要する場合であっても、原則として十年以内とすること。

(2) 当該計画を実施するため、必要な掛金の徴収、年金受給権者の選択により老齢年金給付にかえて支給ができる一時金の支給の停止、給付水準の引下げなど、必要な措置を講じていること又は講じること。

額が確定した時点で、前納済金額が当該責任準備金相当額を上回る場合には、その差額について、政府から送付される還付請求書により還付手続を行うこと。

第五 解散した基金の財産を確定給付企業年金に仮交付する場合の取扱い

二 確定給付企業年金への資産の仮交付

平成二十五年改正法附則第三十五条により、解散基金加入員等に分配すべき残余財産を基金の設立事業主が実施する確定給付企業年金の資産管理運用機関等に交付することができることとされているところであるが、当該確定給付企業年金における当初の給付等を賄うため解散した基金の資産の一部を基金の清算の結了前に仮交付する場合は、改正前厚生年金保険法第百四十六条の二の規定により解散後もなお存続する基金の、当該確定給付企業年金に対する債権たる仮払金として行うこと。

二 留意事項

一により清算の結了前に資産の仮交付を行う場合は、次のことに留意し、これらを踏まえた仮交付に関する事項を解散前の基金の規約に定めた上で行うこと。

(1) 仮交付することができる額は、基金の解散時の残余財産のうち当該確定給付企業年金に交付することとなる額の見込額として合理的に算定される額を上限とすること。

(2) 仮交付した額が当該確定給付企業年金に交付すべき残余財産の確定額を上回る場合に、当該上回る額を当該確定給付企業年金から返還を受け、解散基金加入員等のうちその残余財産が当該確定給付企業年金に移換されない者への残余財産の分配に充てる措置を講じること。

別添

第 号  
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

基金番号 ○基第 号  
○○県○○市○○ ○-○-○  
○○ 厚 生 年 金 基 金  
理事長 ○○ ○○

印

責任準備金相当額の前納の申出について

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第 10 条の規定に基づき、下記の関係書類を添えて、責任準備金相当額の一部（又は全部）の前納を申し出ます。

記

1 前納する金額 円

2 将来返上認可年月日 平成 年 月 日  
(解散・代行返上 予定日 平成 年 月 日)  
※ いずれかに○を付すこと。

3 添付書類  
(1) 前納する金額を算出した根拠となる書類  
別紙のとおり。

(2) 前納することを議決した代議員会議事録

(3) 納付すべき金額等を定めた規約

## 前納する金額を算出した根拠となる書類

## 1 前納しようとする日における年金給付等積立金の見込み額

年金給付等積立金の額	円	(a)
------------	---	-----

## 2 解散又は代行返上しようとする日における責任準備金相当額の見込み額

責任準備金相当額	円	(b)
----------	---	-----

## 3 前納しようとする額

前納金額	円	(c)
------	---	-----

## 4 過去に前納したことがある場合は、当該前納年月日及びその金額

前納年月日	前納金額	
平成 年 月 日	円	(d)

## 5 前納しようとする日から解散又は代行返上しようとする日までの間における代行給付に充てるべき積立金の見込み額

代行給付見込み額	円	(e)
----------	---	-----

## 6 前納額の合理性の確認

(1) 前納しようとする日における年金給付等積立金の額から前納しようとする額及び前納済額を控除した額が、代行給付に充てるべき積立金の額を上回っていることを確認。

(a) - (c) - (d) - (e)	円	> 0
-----------------------	---	-----

(2) 前納済額と前納しようとする額との合計額が、責任準備金相当額の範囲内となっていることを確認。

(b) - (c) - (d)	円	$\geq 0$
-----------------	---	----------